

平成 28 年 5 月 25 日
八戸市財政部契約検査課

各 位

八戸市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて（お知らせ）

本市では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者、工事現場に常駐しその運営及び取締りを行う者として現場代理人の設置を求めています。現場代理人の兼務要件について、建設業法施行令の改正に伴い、平成 28 年 6 月 1 日以降は次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

1. 監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額について

監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について建築一式工事は 4,500 万円から 6,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事は 3,000 万円から 4,000 万円に変更します。

2. 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額について

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額について、建築一式工事は 5,000 万円から 7,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事は 2,500 万円から 3,500 万円に変更します。

3. 現場代理人の兼務要件について

改正前の現場代理人の兼務要件として「⑥ 請負代金額が 2,500 万円（建築一式工事にあっては 5,000 万円）未満の建設工事で、市長が既に施工中の市発注工事との兼務を認めた建設工事」とありましたが、これを「⑥ 請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事にあっては 7,000 万円）未満の建設工事で、市長が既に施工中の市発注工事との兼務を認めた建設工事」と変更します。

問合せ先 八戸市財政部契約検査課
電話 0178-43-2111 内線 3456、3455